

国立歴史民俗博物館所蔵『顕広王記』承安四年・安元二年・安元三年・治承二年卷

Research Materials

高橋昌明・樋口健太郎

『顕広王記』は、神祇伯顕広王の日記であり、現在国立歴史民俗博物館には、応保三年（長寛元年、一一六三）から治承二年（一一七八）までの七巻の自筆原本が残されている（田中穰氏旧蔵典籍のうち。資料番号日一七四三―二九六）。昨年、我々はこの中、応保三年より仁安二年（一一六七）までの三巻を翻刻し、本研究報告一三九号に掲載した。本稿は、これに引き続き、残る承安四年（一一七四）、安元二年（一一七六）、同三年（治承元年）、治承二年（一一七八）の四巻分を翻刻、紹介する。

『顕広王記』の概要や顕広王の経歴に関しては、一三九号掲載の解題に一通り述べたので、本稿では省略する。ただ、書誌については若干ふれておくべき点がある。まず、現存する『顕広王記』自筆原本は全て具注暦に記載されているが、承安四年巻のみ具注暦の日付上に行事暦注が記されている。流布本の多くでは、これらの行事暦注が本文と区別されずに記されていたので、たとえば、これらを底本に用いた『史料綜覧』⁽¹⁾では、これらの行事を網文に採用してしまっていた。だが、行事暦注とは、具注暦の注として日記本文を記す以前に前もって書き込こまれているものであるから、本文と区別されるものであり、この記述があるからといって実際に行事が行われたことにはならない筈である。実際、この

中には五月五日の「節会」のように、この時期、すでに廃絶していた行事もある⁽³⁾。自筆原本の存在によってはじめて、これらの行事の記述が必ずしも事実を示すものではないことが確認できるのである⁽⁴⁾。

また、前回の解題では、現存する『顕広王記』が顕広の神祇伯在任期間とほぼ重なることを指摘し、これらが伝存したのは、後代の伯家によって、神祇伯の先例や作法を伝えるものとして、とくに重視されたためかと述べた。今回、こうした伝承を考える上で興味深いものに、治承二年巻の欠損部分がある。治承二年巻は正月四日条の後、五月の途中までが失われているが、実は『玉葉』正月五日条には、顕広長男の顕綱と、二男で神祇伯を譲られた仲資が、王氏爵の推挙権をめぐる激しく争っていたことが記されているのである。欠損部が残っていれば、当然こうした争いに関しての記事も書かれた筈だが、ちょうどこの部分が失われているというのは、これを伝えた後代の伯家が、かれらにとって不都合なものとして意図的に切断したものと考えるのが自然だろう。つまり、だとすれば、『顕広王記』が顕広の神祇伯在任時期のみ残ったのも、この時期の記事が伯家にとって重要だったからだけでなく、むしろ彼らの都合によって選択された部分のみが残されたからという可能性も指摘で

さる。とくに顕広の神祇伯就任以前の日記などは、伯を世襲する伯家にとって重要でないだけでなく、ともすれば正統性を疑わせる記述もあつたことが想像されるのである。このことは決して『顕広王記』の史料価値を損ねるものではないが、かかる日記についても史料批判の必要を改めて認識させるものであり、今後さらに検討が必要だろう。

なお、今回の翻刻では、原本の欠損部の一部に、写本には記事が残る部分があつた（承安四年正月一日〜同十四日条、安元三年正月十四日条）。これらを本稿では宮内庁書陵部所蔵藤波本を校本として補訂したが、これらについてはいつ、いかなる理由で欠損したのか不明である。

ただ、書陵部所蔵白川本にも藤波本と同じ部分が残っている。両者はともに奥書等の所見はないが、曾根研三氏は、白川本について筆勢から雅喬王の筆によると推測している。⁽⁵⁾ 雅喬王は寛永十九年（一六四二）、神祇伯に任じられ、天和二年（一六八二）、父雅陳王の編纂した「伯家五代記」を補訂、奥書を加えた人物である。曾根氏の推測通り白川本の筆者が雅喬王であり、白川本が自筆原本を直接筆写したものであるとすれば、原本からこれらの記事が失われたのは十七世紀以降のことになる。

さて、今回紹介する承安四年から治承二年という時期は、顕広王にとつては八十歳から八十四歳までという晩年であり、前回紹介分と比較して記事の分量も明らかに減少している。だが、この時期は当時の最高権力者である後白河院と平清盛の關係が蜜月であつた時代から、安元二年七月、両者の紐帯であつた建春門院の死をきっかけに両者の亀裂が生まれ、治承元年六月の清盛による院近臣肅正（いわゆる鹿ヶ谷事件）で決裂が決定的となるまでという、激動期の幕開けともいえる時代であり、当該期の政治史を理解する上で注目すべき記事が少なくない。とりわけ、次に紹介する安元三年（治承元年）の諸事件に関する記事は、従来用いられてきた『玉葉』や『吉記』などの欠を補うものとして重要である。

この年四月十三日、『平家物語』の「御興振」として有名な延暦寺の強訴事件が起きた。⁽⁷⁾ このとき、内裏守護の武士が放った矢が神輿に当たったことから大問題となる。『愚昧記』の同日条では、これについて衆徒が内裏門前まで追ってきたので、武士は「不堪其責、射弘衆徒」というのだが、『顕広王記』では「依 院宣射之」とあり、後白河院の衆徒に対する強硬な姿勢がうかがえる。強訴の発端についても、『玉葉』（三月廿一日条）などに見える、加賀国目代による白山（延暦寺末寺）領焼き討ちに加え、「天津神人貯物」の押し取りという事実が見えるのは、強訴の背景に日吉社天津神人の経済活動の拡大と、山門による保護という問題があつたことを示すもので興味深い。

同月二十八日には、安元大火（太郎焼亡）と称される大火災が発生し、大極殿以下平安京の中心部が焼失した。顕広は、これを日記本文には「焼亡大極殿」と簡潔に記すのみだが、裏書にはかなり詳細に事実を書き連ねている。しかも、残念ながら翻刻では正確にあらわしにくいのだが、一度記した記事の上に、情報が入るたびに修正や追加が重ねられており、⁽⁸⁾ 緊迫した状況と衝撃の程が伝わってくる。また、最後の部分では、顕広から見た当時の社会情勢が述べられているのも興味深い。ここで顕広は、諸国納物の停滞による年中行事の有名無実化や、「武威顕官重職」が武家に占められていること、「諸国大名」が国役に応じず、諸庄下司が領家に従わないことを挙げた上で、このような狼藉・私勢を制断できないことが、天災を招いたのではないかと指摘する。かかる記述は、平安末期における荘園公領支配の矛盾と動揺を、支配者層の視点から捉えたものとして重要であり、⁽⁹⁾ 平家政権や、のちに起こる内乱の社会的背景を考える上でも注目されよう。

また、かかる大火に前後して京中の治安は乱れ、社会不安は増大していた。火災前の四月六日、すでに顕広は「夜々強盗連々焼亡不断也」と記しているが、さらに大火直後の三十日には中宮庁に強盗が入り、火を

放った。この事件については、犯人を「四大番者等」が搦めそこねたことが記されるが、この記事はすでに高橋や木村英一氏が指摘するように、『吉記』の同日条とあわせ、内裏大番の確実な初見史料として注目されるものである。⁽¹⁰⁾ 治安の悪化への対処として、京都市中の警備が強化されていたことが読み取れよう。前回紹介分には強盗の記事はなかったが、今回紹介分では、この前年二月五日に「当春焼亡、日々夜々也、強盗以同」とあり、治承元年の十二月三日条には、この一兩年、一夜に二、三ヶ所強盗の入らない日はないと記される。安元二年から翌治承元年にかけて、放火や強盗事件が頻発し、急速に治安が悪化していたことがわかる。

こうして大火や強盗の頻発で市中が物騒になる中、五月に入ると再び延暦寺衆徒の動きが活発になる。後白河院は四月の強訴の責任者として天台座主明雲を捕らえ、配流に処すことを決定する。これに対し、反発した衆徒は再び強訴の構えをみせ、院は武士に命じて内裏の防衛を固めさせた。五月十四日条には「凡張陣突楯之躰同乎囚之地、当時如合戦庭」とあり、京都市中の緊迫した空気が感じられる。結局二十一日になって、朝廷は明雲の伊豆国配流を決定するが、二十三日、明雲は護送中に衆徒によって奪い返される。これに激しく怒った院は、ついに延暦寺攻撃を決意し、平重盛・宗盛の両大将を召して、坂本を固めるよう命を下す。ここで返答に窮した重盛・宗盛兄弟が、父清盛の意向を尋ねるよう遁辞を述べ、使者が福原に遣わされたのは、『顕広王記』（廿四日条）によってはじめて知られる事実である。翌日になって上洛した清盛は二十八日、院と会談、延暦寺攻撃は不可避の情勢となる。ところが、六月一日、清盛によって西光や藤原成親ら院近臣が一斉に逮捕され、状況は一変する。延暦寺攻撃は沙汰止みになり、明雲の配流は取り消されて召し返された。この事件の原因に関しては諸説あるが、六月五日条には「寄事於大衆謀、欲誅禪定相国云々」とある。近臣等が大衆攻撃を口実に清盛を

討とうと計画していたというのであり、真偽の程はわからないが、リアルタイムに記された証言としてはきわめて貴重なものといえるだろう。

最後に、今回の翻刻は、二〇〇五年十一月より二〇〇八年一月にかけて、神戸大学大学院文化科学研究科（博士課程）での高橋担当の演習における作業をもとに樋口が編集し、解題を作成したものである。本演習には樋口の他、横井靖仁・森田竜雄・正木有美・新見克彦・山本陽一郎・平田樹理・卜敬潭・八代醒ひとみ・木村和寿・福田雅佳・豊田通子・紀藤雄一郎・山田祐二が参加した。前回に引き続き、『顕広王記』の原本閲覧・翻刻および本研究報告への掲載を許された国立歴史民俗博物館に厚く御礼申しあげたい。

註

- (1) ただし、京都大学総合博物館所蔵勸修寺家本では、一部に具注暦まで細かく書写した写本がある。
- (2) 遠藤基郎「年中行事認識の転換と「行事暦注」二（十世紀研究会編『中世成立期の政治文化』東京堂出版、一九九九年）。
- (3) 大日方克己「五月五日節―律令国家と弓馬の儀礼―」（『古代国家と年中行事』吉川弘文館、一九九三年、のち講談社学術文庫、二〇〇八年）。
- (4) 承安四年十一月廿六日条では、行事暦注の「賀茂臨時祭」につづけて、「使武蔵中将平知盛朝臣也」と日記本文が記されているように、行事暦注が日記本文に利用されている場合もある。こうしたことも、自筆原本だからこそわかる興味深い事実といえるだろう。
- (5) 曾根研三「伯家記録考」（『西宮神社西宮神社社務所刊、一九三三年』、二二―頁）。
- (6) 『公卿補任』承応三年（一六五四）項。
- (7) この強訴については、高橋昌明「嘉応・安元の延暦寺強訴について―後白河院権力・平氏および延暦寺大衆―」（河音能平・福田榮次郎編『延暦寺と中世社会』法蔵館、二〇〇四年）、川合康「治承・寿永の内乱と伊勢・伊賀平氏―平氏軍制の特徴と鎌倉幕府権力の形成―」（『鎌倉幕府成立史の研究』校倉書房、二〇〇四年）を参照。
- (8) たとえば、「式部省…各皆悉焼失了」の部分には「可被奇異哉…故有此天災歎」と記した上部余白に書き込まれており、のちに情報を得て追加されたことがう

かがある。なお、こうした『顕広王記』の書かれ方については、尾上陽介氏『中世日記の世界』（山川出版社、二〇〇三年）にも指摘がある（五三〇～五三七頁）。

(9) 高橋昌明『武士の成立 武士像の創出』（東京大学出版会、一九九九年）、四〇頁。

(10) 木村英一「王権・内裏と大番」〔高橋昌明編『院政期の内裏・大内裏と院御所』文理閣、二〇〇六年〕。高橋昌明『平清盛 福原の夢』（講談社選書メチエ、二〇〇七年）、四三頁。

高橋 昌明（神戸大学名誉教授）

樋口健太郎（神戸大学非常勤講師）

（二〇〇九年三月三〇日受付、二〇〇九年五月八日審査終了）

○凡例

- 一 本翻刻の底本には国立歴史民俗博物館所蔵『顕広王記』自筆本を用いた。
- 一 漢字は原則として現行の字体を用いた。
- 一 日付・干支以外の暦部分は省略した。具注暦巻末の暦跋は一括して末尾に掲載した。
- 一 虫損等の破損により判読困難な文字は、その字数を□で示し、推定困難な場合には「」で示した。
- 一 塗抹文字で判読できるものは左傍に△を付し、書き改めた文字は右傍に示した。判読できない場合は、その字数を■で示した。
- 一 重ね書きにより書き改めた文字は後で書かれた文字を本文とし、もとの文字が判読できる場合、(×)として右傍に示した。
- 一 破損・塗抹文字以外で判読困難な文字は■で示した。
- 一 題簽・別筆の範囲は「」で括り示した。
- 一 翻刻者による註は括弧に入れ、或いは○を冠して本文と区別したその際、校訂に関する傍注は（「」）、人名等に関する傍注は（）で右傍に示した。
- 一 割注内の細注はへ〜に入れて示した。
- 一 本文中に適宜読点（、）および並列点（・）を付した。
- 一 本文の配列は翻刻者の判断によりまとめた。同日条において前後関係の明確でないものは、内容に即して判断した。
- 一 裏書は各月末に一括して掲載した。

○自筆本は承安四年正月一日より同十五日まで本文欠。藤波本によりこれを補う。

(承安四年)

正月

一日己丑 拜天地四方、寅刻奏七曜御曆并氷様及腹赤贄、屠蘇、白散、

御薬、節会^(ツク)拜礼、内侍所御供、法成寺十齋堂、

二日庚寅 中宮大饗、臨時客、

三日辛卯 卯杖、奏月上日、

四日壬辰 国忌二川、八講法性寺、

五日癸巳 参議成頼卿^(藤原)出家^(年卅九)、大兄入道大納言周忌^(藤原光頼)齋庭也、於此所^(齋庭)

出家云々、叙位儀、

七日乙未 節会、叙^(位力)、五位^(位力)上奉^(位力)伯^(位力)

八日丙申 御齋会始、女叙位、

十一日己亥 除目、^(真諦)三藏并慈覚大師忌日、朝覲行幸也、法住殿、^(寺殿)関

白不^(被)渡大路、從四位下、

十四日壬寅 ^(被)会、殿上論議、

「承安四年正月」

^(円乘)

^(供七種菜)粥^(庄)

十五日癸卯

踏歌節会

十六日甲辰

射礼 十七日乙巳

賭駄

仁寿殿観音供 十八日丙午

後朱雀院国忌

除目始 十九日丁未 ^(前) ^(臣)

嵯峨天皇国忌 廿一日己酉 除目入眼、執筆^(御力)、遲参、已及寅時参入、
内宴 ^(加之力)事、死關近江国、被任藏人、是実^(御力)、
^(加之力)云々、肥後任藏人盛房^(御力)、^(加之力)他例

蓮華^(庄)院修正 廿二日庚戌 多云々、

廿三日辛亥 院参籠日^(吉力)社、女院明旦可帰^(御力)也、

転輪院国忌二川 廿五日癸丑

廿八日丙辰 向藏人右少弁亭、称所劳之由、以可来後日之

由不对面、^(平親宗)

神祇官奉御麻 廿九日丁巳

代厄御祭 ^(外額)

二月^(大)建^(大)

新阿弥陀堂修 二月 一日戊午 着神祇官、久不参、依为吉日所参着、有酒肴、
年預所参儲敷、

蓮^(花)藏院修二月 二日己未

宇治殿忌日 ^(藤原頼通)

春日祭 三日庚申

平岡祭 四日辛酉 祈年祭如例、上卿権大納言^(藤原)美国、藏人右少弁

率川祭 五日壬戌 親宗、^(平)去夕不参史官^(御力)、^(御力)裏幣物了、希代之^(御力)

法庄^(庄)藏院修二月 六日癸亥 行幸、今暁法住寺殿御方違云々、

^(法成)寺十齋堂修二月

七日甲子 今夕御還御、

法勝寺常行堂

并法性寺修二月 八日乙丑

園并韓神祭

積奠 十日丁卯

大原野祭

官列見 十一日戊辰

円融院 十二日己巳

八一
(講)

十三日庚午 終日(大カ)雨、祈年穀奉幣、上卿權大納言実国卿、

行事右少弁親宗、伊勢王兼綱、中臣能隆、忌

部明(大)、卜部兼行也、

興福寺 十五日壬申

常樂会

転輪院 十七日甲戌

修二月

円宗寺 十九日丙子

最勝会

聖徳太子忌日 廿二日己卯

廿四日辛巳 皇嘉門院九条御所焼亡、

北野忌日

於吉祥院修之 廿五日壬午

金剛勝院修二月

撰吉日、祈年穀奉幣、臨時仁王會
定位祿、季御読経

三月小建戌

三日以前僧尼重軽服人不参内

奏御燈御下
関白家御燈

一日戊子

御燈二川

御節供

内蔵寮酒肴

三日庚寅

五日壬辰 西宮殿女堀川一女出使广、

薬師寺

七日甲午

最勝会

念佛口

十日丁酉

法勝寺

国忌
東寺仁明

十一日戊戌

十六日癸卯 院・女院御下向安芸国伊春島社、頗可云奇異、

御共公卿両三輩、殿上人四五(大カ)云々、

西宮辺源中納言資(大)卿儲伝馬人夫、所管送也、

国忌二川
西寺柏原
(種武)

十七日甲辰

臨時祭
石清水

十九日丙午 使中務大輔藤経家朝臣、

国忌二川
深草

廿一日戊申 亥時病口女房、

灌頂
尊勝寺

廿四日辛亥

撰吉日、京官除貝、鎮魂祭
真言院孔口経御修法(大)

四月大建巳

賀茂祭以前僧尼重軽服人不参内

旬口

改御装束
山科祭

一日丁巳

(大)石衛門弓
場棚

三日己未

廣瀬龍田祭	四日庚申		
平野祭・當麻祭			
松尾祭・杜本祭			
當 _{〔宗祭カ〕} 祭 _{〔梅宮カ〕}	五日辛酉		
	六日壬戌	祭 _{〔除〕} 目云々、	
奏擬階	七日癸亥		
灌仏	八日甲子	獻布施、即 _{〔紗〕} 松国文砂三重、	
	九日己丑	内裏切 _{〔今〕} 今日到来、	
		院・女院自安芸国還御云々、但 _{〔福カ〕} 忌日如何、	
以前定 _{〔祭カ〕}	十日丙寅		
前駈			
稻荷祭	十一日丁 _{〔卯〕}		
兵部者請 _{〔省〕}	十三日己巳		
位記			
伊勢神衣祭 _{〔大寺安匠〕}	十四日庚午		
十五 _{〔カ〕} 祭	十五日辛未		
賀茂 _{〔吉〕} 祭	十六日壬申		
中 _{〔山〕} 祭	十七日癸酉	近衛使左少将 _{〔實教〕} 兼任、兼國、引馬 _{〔奏〕} 頼文 _{〔中忌〕} 、 近武、中宮使大進宗頼 _{〔藤原〕} 厚輔、無引馬、 檢非違十人云々、兩院御見物、齋王不御、仍 行事官无供奉、	
国忌	十九日乙亥		
後冷泉院	廿日丙子		
吉田祭	廿一日丁丑	院尊勝陞羅尼也、	
			廿二日戊寅 行幸、御方違法住寺殿、
			廿三日己卯 有除日、
			廿七日癸未 有除日、
			廿九日乙酉
			三枝祭
			国忌三川
			六衛府献
			昌補并花
			左近 _{〔カ〕}
			右近 _{〔荒〕} 芒手
			御節供
			節会
			雨下
			国忌三川
			五日辛卯
			四日庚寅
			三日己丑
			五月小建 _{〔午庚〕}
			六日壬辰
			七日癸巳
			九日乙未
			十日丙申
			十一日丁酉
			嘉祥大師忌日
			十五日辛丑
			十八日甲辛
			廿一日丁未
			神今食申装束
			廿一日丁未
			欲行祈雨二社奉幣之處、甘雨下了、仍奉幣延引、
			今日吉小五月、有競馬、 _{〔カ〕} 井
			曉有吉夢、永縁僧正被入来、引給黄牛一頭也、件牛肥妙也、
			院御幸、日吉參籠十日云々、
			北面被供養三尺金色阿弥陀仏・法花経、訪慈母菩提、供養極樂 陀羅一鋪、資先親左弁菩提、以或聖人為導師、 _{〔藤原忠雅女〕} 殿下御前御產女子、戌時平安云々、 院自日吉社還御、今日有祈雨奉幣、使下部永国丹生、史友平貴布祢、

廿二日戊申 行幸法住寺殿、御方違也、
廿三日己酉 又有祈雨奉幣、丹生使致貞、貴布祢使信安、
還御、

国忌二川
村上

廿五日辛亥 今日被行祈雨、今日也、使一昨定也、

終日雨下

廿六日壬子 朝少雨下、日有陰氣、

大雨終日下

廿七日癸丑

撰吉日、最勝講、氷供、着駄政、給賑

感神院走
馬

十五日庚午

中臣為定、
十一日丙寅 夕雨下、遠忌如例、僧正被渡、
十三日戊辰 大神宮穢出來、朝夕御膳頻延引之上、至于来
十五日、又穢出來云々、
行幸土御門殿、邦綱卿家、亥時聞守貞上洛之
由、入道殿被近上也、

六月大建辛未

十一日以前、僧尼重輕服人不參内

献醴酒
神祇官奉
御贖
供忌火御飯

一日丙辰

国忌二川

廿一日丙子

申刻雨下、可云大雨、自昨日於神泉被行孔雀
親卿、弁左少弁、

伝教大師忌

四日己未

八丁法性寺
講

廿二日丁丑

今日雨不降、雷鳴其中一声殊甚也司天台也、
經法印仁覺
即泰親落二重棧敷震破、青侍一兩被震、

中務着申夏衣服

五日庚申

円教寺并
法勝寺八丁
講

廿四日己卯

臨時有方廿二社奉幣、上卿一条大納言公保卿、
行事左少弁兼光、奉行頭中将実宗朝臣、伊勢
使兼季王、中臣定隆、忌部友平、卜部康弘、
丹生致友、貴布祢致頼、有日中肴物、祭主卿大中臣親隆
有来触旨也、

六日辛丙

民部卿平親範卿出家、年卅八、

成頼藤原・親範朝臣功臣也、兩賢退了、以可為奇、
卅九卅九

法興院八丁
講

廿八日癸未

伊勢使王兼隆、中臣為定、忌部野、卜部致
友、八幡使宰相中将実守卿、稻荷馬權頭隆信藤原
朝臣、大原乃重弘、祇園清定、

諸司申
夏衣服

七日壬戌

御卜奏如例、軒廊御卜伊勢、祈雨二社奉幣、已

十日乙丑

上上卿中納言忠親卿、左少弁、丹生使史致友方、

供御贖
大祓

卅日乙酉

貴布祢史明、御野、卜部兼康・兼衡、

撰吉日、施米鎮、火祭、道饗祭

○裏書

(九日条裏)

五日、臨時廿二社奉幣也、伊勢幣、今日着(離力)宮院了、而十日太神宮三箇日穢出来、参宮延引、十四日可令参宮之由、有其聞也、

(十一日条裏)

月次祭、

上卿(藤原公休)一条大納言、奉行右少弁(平親亮)、祭主依服假、以少副(大中臣)為仲為使、

神今食、

夜祭、上卿三条中納言忠親卿、奉行左少(弁力)□、抑右少弁雖為卜合、俄所勞、

仍左少弁奉仕云々、依院(官力)□并(藤原基房)殿下仰云々、

(十五日条裏)

八条院藏人

網也

今日聞、大江定房(方)奉略、去比詩試之日、(方)■之故云々、

忠房也

是人惟順孫也、父藏人入道云々、以菅在茂可為問頭、

(十七日条裏)

炎早御卜可有、

五社奉幣(成崇社々)

伊勢、八幡、大原野、稻荷、祇園、未(被力)□定云々、

(廿二日条裏)

今日泰親朝臣来談、昨日落雷事、落雷震散居郭内、凡散々云々、(此雷力)□□当泰親背以重木如打、即昇肩上天了、所着水干、為煙氣薰了、泰親頗心

神違依歟、雖然刻石王入酒服了、即時復尋常了、更(無力)□事、仍即□、次参殿下了、可云奇異也、

七月小建(甲)

官政

視(告力)□朔

□□龍田

使

鳥羽院国忌

□講了(八力)

広瀬・龍田祭

国忌白川院

御節供

乞巧奠

文殊会

東西寺行之

御瓮(供力)□等

南宮拜殿

可立日

国忌堀川院

尊(勝寺力)□□

近衛院国忌

一日丙戌 寅時有夢相、奉見清水寺也、仍以吉辰可参詣也、訴事以可成熟之想□、

二日丁亥

四日己丑

七日壬辰

八日癸巳

九日甲午

十四日己亥

十五日庚子

十八日癸卯

十九日甲辰

廿二日丁未

廿三日戊申

除目、被任右大将・参議等、

薪甘(籠力)炭十籠、元兼所進也、申云、殘進今明可上、網丁男下乘船也、是者先国衙船(指也)、

今明可参也、元兼所申也、

孟蘭瓮、(捨力)□身聖人蓮台原有此事、結縁者如猪子云々、(瀬力)□神主為俊参入、申条々訴、

戊時病事子歳女、

行幸、入御大内裏也、

相撲内取 廿六日辛亥 女院入内、明日依相撲節也、
南宮拜殿 廿七日壬子 相撲節也、
相撲召合 廿八日癸丑 女院還御、

二条院国忌 不立云々
已上五代 国忌有此
月

撰吉日祈年穀奉幣

八月大建 己酉

着朝座 一日乙卯 伊予梶取并兵士等下遣了、条々仰遣事等有、
以周清補西宮下司了、
行幸法住寺殿、明日可有七番相撲也、

二日丙辰 七番相撲、了、還御行幸也、有勸賞、從
三位脩範、殿中将殿、從五位上保家、
加賀守、

積奠 三日丁巳

北野祭 四日戊午

立 七日辛酉

郁芳門 十日甲子

八講 十一日乙丑

法性寺 十四日戊辰

石水清放生会 十五日己巳

十七日辛未 前入道、実死去、年八十四、
十八日壬申 年穀奉幣也、有使論、中臣永親定補也、
大雨、天晴之後有此事、

武藏小野御馬 廿日甲戌 女院御幸鳥羽殿、依御懺法也、恒例也、
廿一日乙亥 中将殿御慶申云々、同着陣云々、

八講 国忌 廿二日丙子
和寺

信濃望月御馬 廿三日丁丑

九月大建 甲戌

差定地黄煎使 十一日以前僧尼重輕服人不参内、
着座、関白

御燈 三日丁亥

御燈 四日戊子 宗辰妻京上之由、聞之、
不堪田奏 七日辛卯

節会、陽殿 九日癸巳

申種々約束下文等所申請也、
如例、使王資遠、祭主部明茂、卜部
宮主兼衡、上卿一条大納言公保卿、行事左少
弁、刻限雨脚罷云々、

念佛 十三日丁酉
東北院

〔伊辺〕勢大神御衣 十四日戊戌

〔大般若力〕十五日己亥 〔止宗辰広田社司之由、于時被仰下、戌時右少弁有奉書、即下遣了、使清遠、

〔辰上道云々、

十九日癸卯 〔稱不思議陳狀、以兼保追立了、

城南寺祭 廿日甲辰

念仏 廿二日丙午

法勝寺 廿四日戊申

念仏 〔法勝寺〕 廿九日癸丑

延喜、西寺

撰吉日真言院孔雀經修法

十月小建^{乙亥}

平座〔改力〕参 一日乙卯

〔御裝束〕 〔中力〕務省申冬衣服 二日丙辰 依雨出京巳時、宿水田、

左右衛門弓 〔場力〕 三日丁巳 着広田、

〔射力〕 〔進年〕 四日戊午

〔場始〕 五日己未

〔興力〕 〔福寺法〕 六日庚申

花会 七日辛酉

神部助守也、抑雖有〔日限、神等強称言達

〔亥子力〕 九日癸亥 之由所不承引也、仍日来遲引、仍責而行之、故省略□、

〔興力〕 〔福寺〕 十日甲子 鶏鳴立広田、自宿河原辺雨下、及亥刻入洛、

〔麻力〕 〔維麻会〕 雨脚殊甚也、用輿之間、尤以窮□、

〔灌頂〕 十二日丙寅 院入御熊乃御精進宅、今夕姫御前参入女院了、

〔講〕 十三日丁卯

吉祥院八 〔講〕 十七日辛未

龍樹 〔忌日〕 十八日壬申

大歌所 廿一日乙亥

法勝寺 〔大乗会五个日〕 廿四日戊寅

知證大師忌日 廿八日壬午

公卿勅使日時定、来月十一日、上卿左大臣、行事右少弁宗親、〔ママ〕 〔佐、使権大納言実国、王致重、中臣為定、忌部友平、卜部致〕、

撰吉日定臨時祭使以下、大根申文、

十一月大建^{子丙}

奏御曆 供忌火御飯并

御贖 平野祭・春日祭

杜本祭・当祭 一日甲申 日蝕也、仍諸社祭延引□、自昨日有陰氣、寅刻以□□□□、卯刻感応□

〔筆〕 〔川祭・梅宮〕 〔祭〕 二日乙酉

当宗祭・中山祭 松尾祭

三日丙戌 進薄（様力）■（戌時、依明日日次不吉也、
善无畏（三）□（忌日） 七日庚寅 院自熊乃御還向、不令忌帰忌給云々、
相嘗祭 八日辛卯

九日壬辰 行幸大内裏、（平徳子）中宮同行櫛、内侍所渡御、次有
除目、撰津守藤頼、藏人左少弁給也、除目、
撰津藤頼高、（藤原兼光）左少弁息云々、

山科祭 十日癸巳 殿若君御元服、正五位下藤隆忠、禁色昇殿、
静観大師忌日 十一日甲午 伊勢公卿勅使発遣、権大納言実国為使、王資
遠、中臣為定、忌部友平、卜部致貞、

日吉祭 十三日丙申 春日・平野祭今日被行也、去朔日依日触延引
吉田祭 之故也、

大原野祭 十七日庚子

五節参、鎮魂祭 十八日辛丑 五節参内、（平宗盛）右衛門督、（教盛）平宰相、常陸、因幡、
園并韓神祭 帳台試

御前試 十九日壬寅 公卿使入洛、上下向之間有風雨、

□日定童女 廿日癸卯
衣色
童女御覽

節会 廿一日甲辰

鎮魂（試） 廿二日乙巳
□衆

天台大師忌日 廿四日丁未

賀茂臨時祭 廿六日己酉 使武藏中将平知盛朝臣也、

法成寺八（講） 卅日癸丑 自内裏還御院亭、

○裏書

（八日条裏）

今日八日大中臣氏房朝臣申云（昨夕自伊勢國所上洛也、） 内宮物狂所昇殿之大床、雖被告造
替宣旨、未造替之間、去九月御（祭力）□、被開御戸了、況乎近日哉、件造替事
沙汰辞其云、件物狂所隱居之御柱等、同可被造替歟、此事及□□□未
沙汰切云々、

（十三日条裏）

春日祭近衛佐左少将平維盛朝臣、
中宮使権大進藤原重頼、但右中弁少使□□為大衆被進還了、於
御幣者少使許可持参云々、然者可追帰近衛使歟、其故奉為長者殿
無礼人也、如何々々、但自丈六堂帰京了云々、為之如何、

十二月小建（丑）

十一日以前僧尼重軽服人不参内

供忌火御飯 一日甲寅
奉神祇官

御願（御願） 二日乙卯 秋除目也（夜）
无

国忌二川 三日丙辰
天知天皇（智） 无

（藤原道長）
□入道殿忌日 四日丁巳 □名、
法成寺八（講） 六日己未
无

三国伝燈大師 七日庚申
講

九日壬戌

御^(辨方)御^(上)并

十日癸亥

御下奏、上卿権中納言^(藤原)宗家、左少弁兼光、山陰・五畿・西海、三^(通方)也、

廿七日庚辰 持^(目)中勝^(目)武^(目)□□

撰吉^(目)□□可着駄・内侍所御神楽

豊葉寮立春廿日以前籠御^(業)樂并封屠蘇并

可有問注之由下知、

月次祭 无十一日甲子

神今食 大殿祭

早^(且供)解^(齋)御手水并粥

十二日乙丑

被申入 院御所昇殿往反、女房之中物忌云々、

元^(目)點侍從

十三日丙寅

御前

大和祭

十四日丁卯

香^(象)大師 忌日

十五日戊辰

料物

十八日辛未

仏

十九日壬申

曆^(寺修)法

物所請雜物^(進)

廿日癸酉

二川^(国忌)

廿三日丙子

住吉遷宮神宝使差文献了、権大副兼康宿祿也、

季

廿一日甲戌

雖差進吉弘、依職事命所改也、

二川

廿二日乙卯

□□灑、午後晴了、去十月十日以後雨不下、

二川

廿四日^(丁)丑

少将入道通能卒、

二川

廿五日戊寅

□□宝発遣、上卿大納言実国卿、左少弁、

二川

廿六日己卯

□□供僧法師^(願)付法勝寺^(願)訴訟、仍執行於院庁

○左は、承安四年卷曆跋上部にあり。便宜上ここに収む。

有^(除)目、

卿権中納言忠親卿、

参議左兵衛督^(成範卿)

藤守^(吉力)

職事

下藤家教

都證憲 権大僧都 最源

覚弁

宗^(後)功^(東大寺)

○安元二年正月一日から廿七日まで本文欠損。

「安元二年正月」

廿八日甲戌 ^(除力)目始也、

廿九日乙亥 未時章貞以别当宣^(中愿)可召進兼弘之由所^(吉力)来也、周清訴依

桓範殺害事也、

二月小建^(卯)

二日戊寅 燒亡此辺、

三日己卯 宿清(遠方)家、為違卅五日方也、

四位少納言源信康卒、年六十一、宿病、

四日庚辰 祈年祭、(如力)形知了、上卿權大納言実国卿、行事權右中弁親

宗朝臣也、但幣裏之間不參、終夜待(守)遂以不參、當時已

時、忌部代孝友差使者、触案内之処、弁(親)官掌為兼不

加催、仍不存也者、

五日辛巳 燒亡、白川押少路河原、凡去年当春燒亡、日々夜々也、強

盜以同、

下名、少納言替被任、下名之次也、

七日癸未 大副師親朝臣來臨語云、去年八月下旬此大神宮々河水逆

流、魚者等弃網逃上云々、(御河水)同占洗女等桶同逆流、同

逃去云々、以此旨問氏房之処、申同言未曾有恠異也、

十六日壬辰 (木中臣)鎔取男來云、大極殿依穢、明日御賀之由奉幣、自神祇

官可被發遣者、其穢之根元者、大極殿金物有盜放者、守護

馬允從者擱留之間、已以及合戰、矢庭死去了者、

十七日癸巳 (可力)有御賀(之)由、被告三社(伊世・八輪・賀茂)、上卿新大納言実国卿、

弁左衛門權佐光雅、使王(藤原)、中臣師親朝臣、忌部友平、

卜部致貞、於神祇官有此事、依八(省穢也)、八幡按察卿

(中納言、賀茂朝方卿 參議、)

廿日丙申 自去夕雨下始有春雨氣、四箇月之後潤也、

廿一日丁酉 於内裏有御賀試案、胡飲酒童殊有饗、(源雅行)心、親父權大納言定房

卿及叔父隆季卿也、(藤原)而大納言・伯父雅賴中納言立、(藤原)心令引

道舞童、曲了、被召返(被力)入(被力)被召上殿上、(藤原基房)殿下取紅御

衣纏頭、舞童父大納言取御衣懸肩、一曲了、下賭殿拜舞、

龍王童中納言宗家卿子、神妙、有録、不被召上、

廿四日庚子 今日雨下、(後白河天皇)院神樂延引、

巳時權大納言成親(藤原)卿母卒去、(藤原経忠女)件子孫等皆舞人樂人也、

三月大建

一日丙午

日蝕可有巳午時、而巳時小雨雷鳴、雖其音不太落法勝寺塔、

振出納四人其中一人死去了、自塔落也、仍本寺触穢云々、

午時天晴了、

(燒力)金、

申刻雷鳴雨下、雷落所々、

四日己酉

今曉行幸法住寺殿、中宮同行啓、是依法皇賀五十算也、已

刻法親王參也、為見物、

六日辛亥

御賀後宴也、夜半許有還御、被行勸賞、二品守覚法親王、

正二位宗家・資賢(源・已上)、(藤原基通)從二位殿中將殿(中宮)、正三位信範(平)、

基家(藤原)上西門院、從三位藤隆忠(建春門院)、正五位下藤隆保(上卿賞、從

五位上)同定經(臨時、)

九日甲寅

院・女院御幸撰津国有馬温湯、

十日乙卯

祈年穀奉幣也、上卿權大納言実房卿、左中弁重方朝臣、職

事勘解由次官平基親、伊勢使懷言王、永親(中臣)、明友(忌部)、兼貞(下部)、

任(目力)事有沙汰、(石)穢未了、仍從神祇官行之、

十三日戊午

(石)清(木廳)時祭如例、使大宮亮平経正朝臣

十九日甲子

宿車宿南枇東妻、為違大將軍之方、

廿日乙丑

宿車宿南枇西妻、違王相方也、

廿一日丙寅

今日細美布六丈賜大原、炭十六籠代(太善)、是為奉燒丈六上

四月小建巳癸

十九日甲午 薄師女請人等事、午時正天、罷忌申為用、將六合、中勝先

青龍、終伝送白虎、行年亥上大吉天一、卦遇聯茹新無始推之、遂以難洪歟、當時似事吉始不快歟、行年大吉天一行歟、

廿二日丁酉 寅時以後雨下、賀茂祭也、而旱魃之間、此雨如甘露也、午

後天晴了、使中將泰通兼佐頼文、引馬近武兼宗、中宮使大進基親兼國厚佐、引

馬厚影兼影

廿六日亥丑 自曉大雨、仍院御登山延引、

廿七日壬寅 雨間院御登山了、公卿十五人、殿上人卅人為前駟、兩大将、

殿下同御供奉、人々被差花方、仍力為見物、

五月小建午甲

四日戌申 宿車宿南枇、為違冊五日也、

五日巳酉 卅五日、

廿五日巳巳 □雨下、

廿六日庚午 晴、

六月大建未乙

四日丁丑 祈雨二社奉幣壬生孝能、貫布祢明茂、

八日辛巳 女院御瘡物、始被見付、

法住寺殿池少童一人落入死、翌日見付之、大僧正禎喜依御修法候彼殿、未取棄死人以前參入御所今熊乃、仍彼穢泊□

天下云々、

十一日甲申 去廿五日以後雨不下、旱魃之愁切也、仍大僧正禎喜奉祈雨

御祈、申刻大雨下、

雷所々落、月次神今食依内裏穢氣延引之由、被仰下緣事諸司了、件穢去八日法性寺池小童一人落入死去云々、終夜有

沙汰、被定穢氣了、下 宣旨、延引月次祭・神今食了、

十三日丙戌 □曉高松院頓崩前中宮也、年冊六、出家人也、有云々事、

十四日丁亥 祇園會如例、但不乘馬長、□依内裏穢也、小將井出御路被

用大炊御門大路、日来可有行幸土御門第也、而依穢行幸無之故也、

十五日戊子 雨下、祇園臨時祭同依穢停止云々、

十六日巳丑 女院御灸治瘡物也、此兩三日有此事主税入道知康奉灸云々、

十七日庚寅 大貳藤重家卿出家、年冊八、素意云々、

十八日辛卯 依女院御惱有天下大救事、

東拘者二人、一人田樂法師、一人伊勢神人殺害者、

西拘者二人、一人壯力田田、周清、件周清為殊惡者□ □

一人、仲賢、

高松院御葬送也、雲林院云々、

十九日壬辰 違方、宿車宿西端間、

廿日癸巳 冊五日、

廿一日申午 ■賀茂百日詣、大夫了參貴布祢、御料氏隆調之、

廿二日乙未 女院御惱依急被始重御祈禱等、

廿三日丙申 夜大雨下大風吹、

廿四日丁酉 夜雨下、雷落三条万里小路、入於大外記師尚三条面門、融

作合脇戸、振侍二人昇了、奇異々々也、

廿五日戊戌 女院御瘡物縮之由、但馬局所示也、自広田社奉抽針三云々、

鉄針一・竹針二、左衛門督奉行、樽五百寸所被奉也、

廿八日辛丑 千僧御誑經、法勝寺、女院御祈也、

廿九日壬寅 一日被書写供養大般若經、諸卿・諸家力被散用、女院御祈也、

御導師僧正公顕、

卅日癸卯

女院御祈、七仏薬師法及三七日今日結願、御惱令減氣候云々、阿闍梨山座主也、(明主)有勸賞云々、法橋二人也、而被祈申云々、

○裏書

(八日条裏)

泊 鴻水泊天

ハヒコル 「」

七月小建申丙

五日戊申 大風・大雨、終日也、

八日辛亥 建春門院崩給年卅五、年来飲水之上、去六月八日已後、癩病

■重也、今日遂以早世、天下如暗、数壇修法・千万祈禱無

其驗、院号・封戸皆悉辞退、臨其時出家云々、

十日癸丑

女院御葬送也、無礼儀、無行章・歩章、公卿三人(左衛門督殿・平親宗)別当・兵部卿殿上人八人、権右中弁行事、蓮花王院東、不日造法花堂、

被奉安□云々、事不及広聴、為密儀云々、

十二日乙卯

被下 諒闇宣旨、諸司諒闇、

十四日丁巳

初七日、(六条上五)新院崩、年十二、未元服、東山邦綱卿堂有此事、

十七日庚申

自倚廬令上清涼殿御了、(中臣)兼保返字多神部寄文了、兼弘參上、可結解事、以成盛為勸

廿四日丁卯

兼弘參上、可結解事、以成盛為勸定師、

廿七日庚午

院有御湯事、欠日条如何、若先例歟、(藤原師長)夜半許左少将成宗死年十六、新大納言成親卿二男、為内大臣

猶子、

八月大建西丁

二日癸酉 尺奠・北野祭停止之由、被下 宣旨、上卿藤大納言、(実因)清遠下向西宮、

三日乙亥 清遠下向西宮、

四日丙子 卅五日、北野祭止了、宿車宿南枇、違卅五日也、

五日丁丑 積奠止了、雨下寅時止了、終日不晴潤下、自塔之許迎取戸

板十枚、

六日戊寅 雨下、自昨日不止、

七日己卯 晴、

八日庚辰 臨時院奉為建春門院有御仏事、御導師僧正公顕吐玉云々、

十一日癸未 雨、

十二日甲申 雨、

十三日乙酉 雨、御五七日、御導師澄憲僧都七十僧請云々、

権大納言藤公保卿出家年卅五、日来所勞也、北面同以被落師

了、

十四日丙戌 雨、

十五日丁亥 桂河入水者十一人、今日蓮花城聖人没身於桂河、件事不限

一人、已十六人云々、辰時十一人、午時五人、只是摩(魔力)令

勵歟、

十六日戊午 今日八人、

十七日己丑 今日五人、已上廿四人、古今未聞此事、

奉為女院公家於最勝光院被修齋会、導師法印教縁、誦願權

僧正公顕百僧也、無御幸、殿下不參、公卿定房・隆季・実房・

実国(藤原)大納言、宗家・資賢・兼雅・資長・忠親中納言、教成・

朝方・家通(藤原)宰相、信隆(藤原)非參議、

廿五日丁酉 女院御法事也、百僧云々、僧正公顕為御導師、讚衆卅人、
廿七日己亥 七々日、御正日了、
廿九日辛丑 終夜雨下、一昨日有天變云々、

九月小建戊戌

四日丙午 大夫下向西宮、
十一日癸丑 例幣、上卿大宮大納言、行事右少弁、正親資遠王、祭王、
忌部明友、卜部兼衡也、

十三日乙卯 院行幸天王寺、主上御不豫云々、權大副兼康參籠神祇官
云々、花山院中納言上薨去年廿八云々、入道平大相国長女
也、疲瘡云々、入道悲歎無極云々、其（理力）可（然力）

十五日丁巳 謁申權中納言実綱、次向左少弁兼光家、（藤原季）謁之次有（捨力）雜事、
十六日戊午 右少弁神祇町事付申折紙、
十八日庚申 方違、宿車宿、

九条院崩云々、年卅六云々、
十九日辛酉 卅五日、
廿三日乙丑 一、上西門院、太一臨酉、行年伝送大裳、吉、
二、内、功曹丑、不吉、

祈年穀奉幣也、上卿藤大納言実国卿、弁右少弁光雅、伊勢
使王兼隆、中臣永親、忌部致実、卜部兼行也、
廿五日丁卯 入道大納言公保卿被薨云々、年卅六、
院自信貴還御、宿此对、違王相方也、

○裏書

（十三）十四日条裏

今日權大副卜部兼康来云、近日依不豫參籠神祇官也、有可（事力）向右少弁

亭次云々、此事無謂、昨夕右少弁消息云、在京中臣官人可注給、任有被尋事也者、隨權大
祐永親申在官之由、無其左右被籠兼康之条、
不知子細歟、如何、

談云、女院御祈、内宮主兼衡參籠神祇官、歷三七日之間、滿日崩御了、
是不吉中之不吉也、非職事奉行、非弁官伝宣、以誰人仰、依誰人命、所
參籠哉、為當時宮主之輩、為祈人倫參籠本官之由、古今未聞、先例私可
祈申者、只居住宅可祈念也、此事奇異也、事已不吉也、如何者、

十月大建己亥

一日壬申 巳時聞驚事乙消息、

八日己卯 別当辞退、按察中納言同辞退、兩人辞状頭弁自（藤原長方）院被給云々、
十日辛巳 宿此对、十五日方違也、

十三日甲申 官町地宣旨到来、
今夕中宮行啓八条亭、母堂（平時子）二位依所勞也、但密議歟、有大
殿祭、諸陣供奉□、
巳時聞今朝守貞死去了、

十九日庚寅 今夕清遠出門、為下向伊与也、
廿日辛卯 今朝清遠進發、先西宮下着、
廿六日丁酉 有薨奏事、高松院左中将（藤原）定能參陣外、奏其由、六条院新院也、
中務少輔隆成參同陣外、奏之、有警固無廢朝、

十一月大建子庚

二日癸卯 宿車宿、為違卅五日也、

三日甲辰 月来赤氣有天、其中今朝赤氣殊甚、天如出朝日、光彩昭地者也、

四日乙巳 冊五日、

十日辛亥 御精進、

十四日乙卯 新嘗会也、上卿・弁・少納小忌、御卜事可尋、

十六日丁巳 進発、

廿日辛酉 左中弁被音信兩事、一、伊勢奉行之由、(藤原重方)、来月可供養持仏堂被物一重可被訪、令合請、

十二月大建辛丑

三日甲戌 入洛、

五日丙子 除目也、

讓伯於大夫了、朝恩無極也、年廿、位從五位上也、父祖十九歲任之、僕於七十任之後十二年于今也、年齡者高祖之例、位(老)僕例歟、但申請神祇官修理、雖有許容、微力不及歟、可相勵也々々、

十四日乙酉 成吉書、申慶賀、

十七日戊子 冊五日、宿車宿東妻、為違冊五日也、

○裏書

(十四日条裏)

吉書次第

西批敷高麗晷二帖、後立四尺屏風一雙、中門廊儲官人座、紫緣敷四帖二行、車宿(儲力)史生等、廊前引幔(座平座、敷薦)、墨木机備二種物肴(伯口)、同備官人等机、史儲同肴(有別紙)、官人祐二人明友・兼衡、史二人(致貞・友平)、着座、史生等同着座、伯出於屏風着座(衣冠以下同前)、官人等一拜、史書上吉書、伯披見之、加判返年預、々々授史、々々持向本官正印、次成広田吉

書、家司覽之、伯加判下了正印、歸參二献・三献了、各退出、

(題簽)

「□」伯頭広王筆記

具註曆

卷首闕

安元三年

自正月十九日

至十二月三十日

「安元三為治承元年正月」

十四日乙卯 御齋会、諸司修正了、

○自筆本は安元三年正月一日より十八日まで本文欠。十四日条は藤波本により補う。

廿二日癸亥 □目始、

廿四日乙丑 入眼、有任大将、左大将(平重盛)、右大将宗盛(平)、

二月大建癸卯

三日癸酉 右大将申慶賀、物節親武、有府一員、前駟藏人五位八人、六位二人、一家殿上人十数、後從三位中将平知盛之料也、

四日甲戌 祈年祭也、上卿(マコ) 行事左少弁、

廿日庚寅 丈六仏開眼、繪像积迦三尊供養(此私由緒)、法花經一部同供養、導師僧正(公頭)、次落頭出家年八十三、中納言律師剃頭、次禪

師剃之、本意歟、□齋宮典侍、尼公等被渡、說法之間有涙

落人々歟、

廿二日壬辰 今戊伊与庄下司下文、献三位中将了、是依被吹拳也、

姫御前入熊乃精進宅(向陰陽家、女房五人、侍五人、陰障其中也)、

廿四日甲午 依庖瘡天変、被立九社奉幣、伊兼康王、中臣能隆、忌部友

平、卜部雅楽助兼濟、八幡実綱卿、次官範実、賀茂家通卿、次官懷綱、松尾頼定卿、次官仲頼、〔平野〕実宗卿、次官清定、稻荷清通朝臣、春日周防守季能朝臣、日吉経家朝臣、祇園顕信朝臣、上卿大納言実房卿、右中弁経房朝臣、

廿九日癸亥 自昨日雨下、〔藤原公通〕「〔藤原美明乙〕」曉令進笄了、先達肥後阿闍梨也、故按察大納言姫公同進笄、侍從被同道、在俗之間所持鏡方八寸、奉移三所權現御正牀、為令懸宝殿、付先達了、

卅日庚子 子時、燒亡二条富小地、〔路〕隔壁之間、尤物忌也、及曉、押小路京極宰相中將家燒亡、若夜前炎屑落懸所焰歟、雖為連々不能後記、

三月小建辰甲

五日乙巳 任大臣、太政大臣師長〔藤原〕元内大臣、内大臣平重盛、權大納言藤

実定〔前大納言〕、内弁權大納言実房、即為尊者、三条室町於御所大饗云々、〔後白河法皇〕内大臣院參云々、

九日己酉 姫御前自熊乃還向、

十七日丁巳 院御幸福原、依千僧也、凡件千僧貴重之事歟、

廿二日壬戌 〔還〕御、

廿五日乙丑 月有皆虧蝕、其色如墨暗、古今希代天變云々、

四月大建乙巳

五日申戌 軒廊御下、上卿中納言宗家卿、右少弁、職勘解由次官基親、中臣永親、卜部兼康・兼貞・兼衡、陰陽寮、、、、、、外宮雜穢事、公家御慎之由云々、

六日己亥 申刻燒亡、自二条南自高倉西炎本也、超付太政大臣冷泉東洞院亭〔院御所也〕、其東皇太后御所燒亡了、此兩三日先皇嘉門院九条御所燒亡、凡近年以降、夜々強盜連々燒亡不斷也、天變類也、

十二日辛巳 大内裏軒廊倒、

十三日壬午 振神輿八基、山大衆群參、是為訴申加賀国師隆云々、其故燒拂白山神領在家、兼押取大津神人貯物二千余石云々、仍神人等訴申本山、随大衆陣參之処、付武士等於陣頭被射

弘了、神輿二基中矢〔十禰師〕京極寺、伊藤左門忠景為將軍云々、此事日来沙汰也、依院宣射之、神輿弃二条大路、大衆帰山歟、

十四日癸未 今夕行幸法住寺殿〔廣興〕、諸司不供奉、

十六日乙酉 祭使左少将源雅賢〔故通家子〕、頼文・兼清・兼隆・兼〔兼弘子〕、中宮使權大進重頼〔藤原〕、敦佐・兼仲、

十八日丁亥 未時辻風人屋少々吹破、自神泉池如筵者出上、順風飄飄、其色墨々、無落墮〔所九〕、遂差辰巳方飛去云々、即入雲了、閭巷云、龍王上天也、去長承之皆有此事、天下豊也云々、

廿八日丁酉 燒亡大極殿、

卅日己亥 燒亡、終日大雨、通夜也、二条南油小路東角中宮庁也、強盜入放火了、已燒亡、是則陣中也、以可奇、右衛門陣四足射立矢了、四大番者等敢不搦留、庁守男被丑傷後死去了、庁納公物等被取了、

○裏書

(廿八日条裏) 夕燒亡、火起於五条富小路及八省、〔自亥時寅刻〕及寅刻炎煙散、〔余袋遂及禁中〕数十町之中、真言院・大学寮・勸學院・大膳職拂地燒、神祇官八神殿・柏殿・御倉燒了、韋鑿門・朱雀門・応天門・會昌門等并八省大極殿拂地了、両楼廻廊併以

焼亡了、

式部省・民部省主計主税・水主司・真言院・諸卿文書・史長者家文書、

各皆悉焼失了、

勸樂院大職冠并冬嗣御像五千卷見在書炎上了、世滅亡有此事、

可被奇異哉、公卿・王臣家多以為灰燼、凡百三十餘町之中、所在民家及

貴家等、皆悉焼亡了、自真言院伝韋鑿門火、殆可云天火歟、凡末代之法、

年中神事・仏事、皆以如無也、況乎諸司納物哉、下輕上、上恐下、只武

威頭官重職併在武家、警固又然也、諸国大名不応国役、諸庄下司不順領

家、洛中狼藉・外国私勢、誰加制断哉、故有此天災歟、

五月小建丙午

二日辛丑 夕有光物、人々驚焼亡之由、即滅又光也、自山上下云々、

四日癸卯 被付天台座主於檢非違使二人、依被召山上惡僧也、解官僧

正・法務、収公所知庄園、

六日乙巳 今日七宮并法橋陽弁被付檢非違使、同依被召惡僧也、

烧亡故右大臣雅定公中院家六条室町也、彼家主尼上存生居住也、■年八十

云々、

七日丙午 天台座主被停任了、七宮兼宣旨奉下云々、

十一日庚戌 座主可処流罪之由、有院宣、土左国云々、仍衆徒等乱発

云々、

十二日辛亥 武士固陣、

十三日壬子 同、

十四日癸丑 同、

凡張陣突楯之躰同孚囚之地、当時如合戰庭、只是摩縁所令

廿日己未 最勝講始也、

前座主明雲有配流定、太政大臣、右大臣、大宮大納言降季、

別当忠親、宗家、成範、実綱、参議朝方・実家・実守・長方、

無指罪過、可被斜行定申了、

廿一日庚申

明雲被流伊豆国、雖無天台座主配流之例、依勅定歟、奉下

廿三日壬戌

前座主被向配処之間、山大衆二千人許遮近江国々分寺中路、

廿四日癸亥

奪取其身登山了、座主類雖被固辞、衆徒敢令承知、以外也、

違勅也、

廿五日甲子

召居兩大将、可固坂本之由有院宣、而先可仰入道、随

廿八日丁卯

其左右之由、兩人被遁申云々、仍為御使、今朝字平内左衛

馳馬向福原、

廿九日戊申

入道殿御返事不分明歟、雖然申時入道被入洛、

六月小建丁未

一日己巳

夜半被擲取西光云々、可有故、自申刻軍兵等宛滿洛中、馳

散上下、

二日庚午

入道相国八条亭被召籠新大納言成親卿并西光法師等、軍兵

三日辛未

滿路頭、奇異事歟、大納言面縛籠樓、西光交足拷問、凡院

近習者十二人、可及刑罰云々、按察・頭中将光能・法執行俊

納言配流、西光今曉斬云々、

被召籠云々、

〔四五〕六人召取八条、被渡眼前、迎各令脱本装束白衣、放本鳥面縛云々、明晓可斬頸云々、

四日壬申

立八神殿仮殿、
重被召取式部大夫範綱、一日恩免、而昨日召人等有指申旨歟、武士等各頂之、突面々云々、

五日癸酉

座主還着、諸官如元、法勝寺執行俊寛解官解官、尋事発者、寄事於大衆謀、欲誅禪定相国云々、

六日甲戌

〔平重徳〕左大将辞、上表職、使少将惟盛、奉下頭中将、
〔資行〕信房・基兼・基仲等被免了、康頼・範綱・法勝寺執行不免云々、

九日丁丑

八神殿遷宮了〔仮殿也〕、依大治例、本官所造進也、祢宜・史生実正申詔戸、

十日戊寅

師高頭入洛云々、
遠忌如恒、

十一日己卯

〔大中臣親徳〕月次祭、幣於此舍裏之、依柏殿燒失也、祭使祭主依所勞不參、以男祐能隆為代官、上卿新大納言実定卿、夜祭左兵衛督成範・左大弁、行事夜昼右少弁、神今食御饌、立大藏卿〔藤原俊経〕、
〔八条院〕輻於柏殿跡、弁備之、同依柏殿燒亡也、上卿權大納言実房卿、行事右少弁光雅、

十二日庚辰

〔八条院〕行幸八条東洞院、女院御所、暫可為内裏之故也、至八月云々、

十五日癸未

〔マツ〕十社奉幣、被告大極殿炎上事、上卿 行事右少弁、
自神祇官發遣、伊勢使王兼綱、中臣範隆、忌部宗真、卜部致貞、

十六日甲申

〔時〕已明聞執行補任之由、

十七日乙酉

〔時〕正四位下藤原清輔朝臣卒去〔年七十〕、醉死云々、当世歌仙也、
建春門院周忌御齋会、院沙汰、蓮花王院御有此事、申刻日蝕云々、可云奇異、

廿三日辛卯

鑄師隼大夫正、依下給中馬一疋、塔金物不足料物上、今日〔藤原成経〕丹波少将将向福原云々、此事無懺、

廿六日甲午

建春門院周忌御齋会、公家御沙汰、蓮花王院有此事、

○裏書

〔十八日条裏〕

〔治承元〕

七月大建〔申〕

〔亮子内親王〕

五日壬寅

公家御筆金泥法花経、奉為母后建春門院有供養事、御八講事於閑院内裏被修是、同周忌御法事於蓮花王院被修之、御導師權僧公顯率讚衆廿人、
自今日大雨、

六日癸卯

〔亮子内親王〕前齋宮令渡給、有御祈事、

八日乙巳

〔亮子内親王〕建春門院御正日云々、
御八講結願云々、

九日丙午

〔宗徳天皇〕入道大納言成親卿薨于備前国、年卅云々、依艱難之責飲水増氣云々、実不飲水歟、依条々迫責其命不堪、薨去了、
今日故左大臣頼長公贈官位云々、贈太政大臣正一位云々、

廿九日丙寅

〔宗徳天皇〕讚岐号天皇并置国忌、
新山座主七宮登山、扈從僧綱四人、前駟廿人、諸司等為前駟各折花歟、

八月小建〔己〕

〔西〕

三日庚午

今日召使兼神祇史生兼信奉別当宣口伝云、可停止本官町使

庁非法之由、召仰季光了、同先^(仲資)所進伯消息、預御返事と申、只同事也、以此旨可申者、

四日辛^(未)□^(未)「改安元三年、為治承元年、」○自筆本欠損、藤波本により補う。

七日甲戌 伯為神拜下向西宮、

十日丁丑 諒闇之後始御幸、成八条院了、公卿十二人、殿上人廿二人也、為見物、

十三日庚辰 伯神拜、即乘船、

十四日辛巳 伯歸洛、

右大將為上卿參向放生会、

廿一日戊子 祈年穀奉幣也、自神祇官發被發遣、依^(未)八省焼亡也、上

卿藤大納言実国卿、奉行左少弁、王兼康、中臣為定、忌部^(マコ)、卜部兼貞子冠者兼基^(藤原兼光)、

廿六日癸巳 奉幣使參宮之間、大雨、忌礼儀云々、

九月大建^(庚)

三日己亥 清遠下向平野殿、

七日癸卯 使等差文到来、加判了、

九日乙巳 院入御熊乃御精進屋、

十日丙午 雨下、公卿使權大納言実房卿、副使中臣權少副定隆、忌部少史明茂、卜部權少史伊岐致頼、

十一日丁未 例幣、祭主權大副親隆卿、忌部大祐明友、卜部宮主權少祐

兼衡、被付申来月五日八幡行幸之由云々、賀茂同敷、

十三日己酉 院御進發^(野)熊乃、右大將依五躰不具穢俄被留御幸、

十五日辛亥 勅使參宮、

十六日壬子 歸上、

来月五日八幡行幸之由、有七社奉幣、自神祇官發遣、上卿、

弁、伊勢使王兼綱、中臣永親、忌部致貞、卜部、十八日甲寅 勅使大納言実房卿、入京未時、早速敷、

廿日丙辰 今夕始渡宿清遠家、依被召齋宮卜定所立始也、

廿一日丁巳 曉歸路、

廿二日戊午 伊与送文到来、東方、九十石^(五十石借上、三十石家用)

廿四日庚申 西方到来、五十石、

廿五日辛酉 雲晴、參上、有申旨等、

廿八日甲子 左少弁被来、為卜定所実檢也、

十月小建^(辛)

二日戊辰 神祇權少副大中臣定隆令參籠本官、可祈申五行幸無為、止雨脚之由、被仰下奉行右頭中將、

三日己巳 止雨、二社奉幣、有俄使、

四日庚午 有陰氣間、雨下、

五日辛未 天晴、行幸八幡宮^(于時八条)大納言定房・実国・実房・国綱、^(藤原成範)、^(藤原忠親)、^(平時忠)、^(藤原宗定)、

中納言右大將・左兵衛督・别当・左衛門督・中御門中納言、宰相頼定・朝方、散位隆輔・脩範、宰相中將等、舞人四位

有房・雅賢、^(藤原基房)殿下御前陣云々、行幸以前令着八幡御、還御

事、依夜行日、宿御、曉還御土御門殿、

七日癸酉 大刀輔預蒔繪男、為令直也、

十四日庚辰 天晴、賀茂行幸也、院於一条室町御棧敷、有御見物、殿下

令渡同路給、左大將闕、右大將物詣云々、公卿七人、大納言邦綱、中納言宗家^(上卿)、^(衛尉)左門督・别当・左兵衛督、參議朝方、

頼定・長方、人数不幾、如冷也、兩轅負佐共不供奉奇異、

院棧敷前、実定・実房・実国、中納言一兩人被渡云々、

十六日壬午 前大僧正覚忠君入滅、年六十二、月来所惱、不加療治臨期、

廿七日癸巳 故不食、其心有由、結定印入滅、終印不乱、往生人云々、
地振(鹿)、一刻之間令大動也、未見如此振、此大恠也、明

廿八日甲午 齋宮卜定、今上一女(功子)、母公重朝臣女、
齋宮卜定、今上一女(功子)、母公重朝臣女、
此懷妊、世頗以所奇歟、
卜定所、
押小路万里小路僕家也、

上卿權中納言実綱卿、弁左少弁兼光、勅別当相模前司藤隆
盛、中臣・忌部・卜部等任例差献了、參入神祇官、兼貞・
明友・永親・範隆・兼衡・友平、
勅使左少將(藤原)顯家、告内親王之由、
齋宮卜定、勅使神祇權少祐大中臣範隆朝臣、

十一月大建子

六日辛丑 左兵衛督女子内女房香局、皇女有降誕事、二条京極南西角
家、主家藤右衛門佐也、

九日甲辰 今日渡居六波羅民部大夫章政家、

伊勢奉幣、齋宮卜定之由、告大神宮也、上卿藤中納言実綱
卿、弁左少弁兼光、自神祇(官)免献使致重(通)■・中臣範隆・忌
部孝友・卜部雅楽助兼濟也、

十二日丁未 自八条殿還御閑院内裏、有勸賞、從三位藤原実清、

十七日壬子 今夕被説、藏人所牙御笏失了、仍種々有沙汰云々、
鎮魂祭、宮主代致貞、依有宮主家犬死穢、上卿、右大弁、
蘭韓神祭、藤中納言資長、

廿日乙卯 新嘗祭、宮主代權大祐兼貞也、抑依責神物難濟、召大藏省
預、被下陣了、上卿左兵衛督、宰相頼定卿、少納言友綱、

廿二日丁巳 弁左少弁、
女王祿事如例、
今夜瀧口等陵礫御倉小舍人是弘身(一藹也)、去夜召瀧口、使下
藪小舍人也、瀧口不候之間、称有放言、於殿上口有此陵礫
也、及死門云々、

廿三日戊午 瀧口等召十七人、且被下、一藪・二藪・事行三人下左馬寮、
三四藪下右馬寮、

廿四日己未 九社奉幣也、自神祇官進發、上卿大納言実定卿、弁權右少
弁親宗朝臣、是則去地振成崇之方神社也、伊世使兼康王、
中臣永親、忌部友平、卜部兼貞、八幡權中納言雅頼卿、加
茂頼定卿、松尾真清卿、平野右大弁長方云々、

十二月大建丑

三日戊辰 強盜入左大臣之家、打開倉町移取了、凡此一兩年以來此事
滿、一夜二三所勿不入、或失命、況被取財物事、不可勝計、

六日辛未 戌時御前年事、

九日甲戌 御卜奏判行了、北海道・北六道卜合、神宮御時等同、

十一日丙子 月次祭、上卿大納言藤美国卿、分配左少弁兼光、使祭主親
隆卿、夜祭上卿權中納言藤実綱卿、弁左少弁兼光、少納言
惟綱、

十七日壬午 蓮花王院五重御塔供養也、導師前權僧正公頭、呪願山座主
宮、有行幸、

有勸賞、從三位実宗(上西門院)、同長方院、從四位上実教院、從
五位上藤隆清(行事議、中宮大夫)■降季議、法橋寬敏(上座靜憲議)、法橋成覚(別當)

廿七日壬辰 覺讀議、康慶(弘師)、頼全(弘師、頼源議)、
目、左大将藤原実定、将監一、

(題簽)

「押小路伯顯広王筆記」

具註曆

治承二年

正月 五月 六月
七月 八月 九月
十月 十一月 十二月

正月大建寅甲

一日丙申 晴、節会拜礼如常、

二日丁酉 無臨時客、

左大将美定(藤原)卿申慶賀、扈從公卿三人、弟宰相中将実家・実守、右大弁相宰相等也、一家殿上人十二人為前駟、藏人五位同、隨身重種、

四日己亥 朝覲行幸也、法住殿(寺脱力)、有勸賞、正二位平宗盛、院、

「正月以下闕」

「五月」

十二日乙巳 今夕於一本御書所、齋宮大番武者前瀧口源競射殺靈狐了、

門中倒臥了、

十三日丙午 今日有沙汰云々、延久四年於伊勢有此事云々、

十四日丁未 始花事依 勅定也、

十五日戊申 姫御(信子)前参院了、依御花也、

十六日己酉 供花始、

廿日癸丑 令進供花解文了

廿九日壬戌 (公頼)僧正白川房焼亡、

六月小建未巳

十日癸酉 有小除目、殿下大夫殿令任左近少将給、土御門大納言息清(藤原季泰)邦改姓平叙爵、

十二日乙亥 宿車宿妻、違卅五日也、

十三日丙子 從五位上下部兼衡、承安元年平乃行幸賞、上卿權中納言実綱、職事藏人大進基親云々、(平)

十四日丁丑 祇園御会如例、院御見物、三条殿御殘敷也、(後白河法皇)

十七日庚辰 於中殿有御作文事、題云禁庭催勝遊、公卿太政大臣殿・左大将・中宮大夫(藤原)・資長・実綱・実守・永範・俊經、殿上人雅長・通親・親宗・兼光、六位家実(藤原)門尉、兼光長男、

十九日壬午 角集云々、(又)卯時、天有雷声、如打大鼓、不分遠近、只同声也、五音云々、世將軍丘云々、実天智天皇御陵也、件鳴動 太神宮令鳴御之由、本宮進解状云々、可奇也、

廿三日丙戌 齋院卜定、今上第二皇女一、母左兵衛督成範卿女、卜定所中御門京極(マコ)、御渡用上白御車、女房車々、上卿三条大納言実房卿、弁右少弁光雅、勅使源少将有房、勅別当越後守一、宮主神祇少史伊岐致頼(本官差文、)御麻中臣為定、参官人權大副兼友・明友・兼衡・為定也、史明茂・致頼・致貞・友平、

廿七日庚寅 今日中宮御着帶云々、

廿八日辛卯 無大祓、先例云々、潤月之年、以此月晦行大祓敷、但建礼門大祓了、行事藏人右少弁光雅云々、悉不及沙汰如何、

廿九日壬辰

無大祓、先例云々、潤月之年、以此月晦行大祓敷、但建礼門大祓了、行事藏人右少弁光雅云々、悉不及沙汰如何、

無大祓、先例云々、潤月之年、以此月晦行大祓敷、但建礼門大祓了、行事藏人右少弁光雅云々、悉不及沙汰如何、

無大祓、先例云々、潤月之年、以此月晦行大祓敷、但建礼門大祓了、行事藏人右少弁光雅云々、悉不及沙汰如何、

閏六月小

五日丁酉 雨如灑、以後不下、

十一日癸卯 行幸三条室町院御所、(マ)述来十月可御坐云々、

廿一日癸丑 祈雨有奉幣二社、(丹方)壬生明茂、貴布祢孝能、上卿左兵衛督、

行事右少弁、於神泉苑同被祈雨、

廿二日甲寅 未時雨下了、雷鳴、

廿六日戊午 九条大支死、

廿七日己未 立車(於方)西門、違冊五日方、

廿八日庚申 冊五日、

七月大建庚申

十一日壬申 物忌、太神宮大宮司公俊(大中臣)父公宗法師死去、

十二日癸酉 祐光得祭主奏、

十三日甲戌 忌、權太司祐光得祭主奏今日出国、同十三日今日入洛之由有告、

十五日丙子 今夕祐光入洛之由所申也、

十六日丁丑 右大将北面薨、日来癩物、字中納言三位、御乳母、儀也、冊一、年卅余、即外母也、去朔比右大

将并大納言上表辞退云々、

廿日辛巳 今日申公卿使・副使散状、中臣為定、卜部致定、卜部致頼、

廿九日祈年穀、中臣定輔、卜部孝祐、卜部兼友、

廿一日壬午 物忌、

廿二日癸未 物忌、

廿六日丁亥 除目、中宮大夫・權大夫被補、

廿七日戊子 始事、

式始車木作、

廿八日己丑 中宮行啓六波羅、来十月依可有御産也、

伯小兒食百日、

廿九日庚寅 中宮退出禁而行啓六波羅、諸衛・公卿供奉、雲客併參供奉、

来十月可有御産之故也、入道相国兼被候彼亭、

神祇官大殿祭如例、中臣定輔・忌部友平有纏頭云々、

卅日辛卯 御幸木津山庄八幡別当家、依御方違也、来十日可有御幸之

故也、

八月小建西辛

一日壬辰 物忌、鳥羽殿還御了、

二日癸巳 物忌、

五日丙申 今夜京中・白川・大原辻、入強盜十二所云々、凡近年每夜

雖入二三所、一夜無空、天下愁歎也、今夜入左大将家、即

时被擲取了、前右京權大夫頼政朝臣并甥大夫尉等擲之、強

盜主字源先生家宗朝臣、孫云々、同類有員、其中勾当出雲前、或又僧

等也、

七日戊戌 今日年預定申使等事、来十二日祈年穀使定輔、来廿四日公

卿副使少祐範隆云々、

十日辛丑 院御幸天王寺、

院御幸天王寺、

十一日壬寅 可立屋、物忌、

十二日癸卯 物忌、祈年穀奉幣、伊世王、(勢)中臣定輔、忌部孝吉、卜部兼

綱、(丹方)壬生致頼、貴布祢致友、上卿藤大納言実房卿、奉行右

少弁光雅也、依不造大極殿、於神祇官有此事、是先例也、

来廿四日可被發遣公卿使也、而奉任大納言実房卿、今朝被

成故障了、姉女人死去者、件使去五日可被發獻也、而院中

穢氣出来、延引歎、而又有此事、可恐、

十五日丙午 冊五日方違忘了、仍尋陰陽之處、二三日有何事者、今夜冊(冊力)六日也、仍違了、可違二三夜云々、

十六日丁未 今夜方違(冊五日也)、宿車宿、

中宮退出六原、用啓陣、

廿一日壬子 物忌、

廿二日癸丑 物忌、

廿四日乙卯

自昨日雖雨下、今朝晴了、公卿勅使發遣、權大納言邦綱卿(藤原經宗)勤之、上卿左大臣、弁光雅、兼日可被發向權大納言実房卿

之處、俄依服飯、此卿所發向也、共人十六人之中、下向之

輩十人■頭、送人藏人右少弁光雅・越前守国盛朝臣・若狹

經正朝臣・石見守能頼等、自余下向歟、副使王兼綱、中臣

永親、忌部明茂、卜部致貞、

廿八日己未 公卿使參宮云々、自夜大雨下、

九月大建壬戌

一日辛酉 院令進 御扇紙卅枚了、付但馬局、紅廿枚、縹十枚也、同

入道殿廿枚令献了、使清遠有返事、公卿使入京、

二日壬戌 物忌、

三日癸亥 物忌、

十一日辛未 院例供花始、雨下、例幣、祭主、王致重、忌部友平、卜部

兼衡、上卿左大将、行事右少弁、

十二日壬申 物忌、

十三日癸酉

物忌、天晴、(功子内親王)齋宮禊東河、入御野宮、上卿源大納言定房

卿、行事藏人右少弁光雅、勅別当刑部少輔泰房、前勅別当

十七日丁丑

花三千前、進解文了、

十八日戌寅 御花了、御導師僧正也、隆憲僧都、聊有御氣不快事歟、即御幸鳥羽殿、

廿日庚辰 八幡御幸、

廿二日壬午 物忌、

伯下向西宮、

廿三日癸未 物忌、

廿九日己丑 三人、

卅日庚寅 一人、

○裏書

(廿九日条裏)

「保元二」

十月小建

一日辛卯 四人、

宿車宿、違冊五日也、

二日壬辰 三人、

冊五日、

三日癸巳 四人、

四日甲午

山学生与堂衆牙有異心、今日合戰、於東坂本有此事、(互力)生弱燒弘堂衆弘云々、死者兩方百余人■、落了、少々燒

弘了、然而学生落了、兩方死者九十三人云々、

五日乙未

伯京上、子時着家、

十日庚子

東廊上棟、親光權祝職成秋給親補了、

十五日乙巳

去九月中旬比、太神宮御前屏柱押金泥心経、番直宮掌見付

之、驚尋外宮之処、外宮又驚、巡檢宮中之間、外宮屏柱押
金泥転女成仏経、二宮共驚注進之、随被召宮掌云々、今日
定輔所来談也、

毗舍冠者下遣伊与、

廿一日辛亥

行幸六波羅、中宮御在所御違方云々、

右大将隨身兼兼澄列卒数多軍兵、於四雷解小路町口条河原、切左大将前番

長中臣重種本鳥了、事発今日吉小五月ミヅノ競馬、重種与兼澄所

競也、兼澄勝了、重種特鞭打兼澄云々、仍召重種、賜檢非

違使遠成被数月禁了、而今日数多軍兵待籠重種、於四雷解小路町口条河

原飛驒前司有保家切本鳥了、可云謀反様、如此競馬之時、

雖有互方牙拏攫之事、必不及後日瑕瑾歟、日中引率軍兵、令会

稽之条、不似近衛之法、世間奇異、朝感陵怠之基哉、

廿三日癸丑

行幸、今夕還御、

廿七日丁巳

〔張紙姫御前仰拜典侍事〕

今夕有除目、以姫君被補典侍了、是一家之風也、夕方藏人

左少弁兼光奉天命尋名字、從五位下信子女王之由注進了、

亥時大外記中原師尚自陣来、拜慶賀之由、可云興感、

廿九日己未

左近右權中将良通兼原兼光公令勤仕春日祭兼原兼光、出立九条院、被

渡院七条殿御棧敷前、為御見物也、御隨身等兼任兼原兼光・頼兼原兼光文院・

師武下毛野殿・忠武下毛野右府乘引馬、被渡御棧敷前、自其参内、東洞院

上、藏人五位十七人為共人、各飭衣服、雜色裝束兼原兼光、付菊

花、小舍人四人薄衣付花、□立兼原兼光甘地錦付蝶兼原兼光舞、舞人在前、

陪從有後、藏人五兼原兼光在其後、武者源判官代頼行子、

脇本庄

十一月大建甲子

八日丁卯

自去五日齋宮有御懺法、禪公為請僧之間、今日有送物、越
前御庄調進也、十二種飯酒・苧等也、

得之已歡樂、法師德始見之、神妙く、

十二日辛未

中宮於六波羅亭池殿誕生皇子、今上一宮也、兼原基房関白以下諸卿
雲客皆参云々、

十四日癸酉

三日夜、

十六日乙亥

五日夜、

十七日丙子

冊五日、

十八日丁丑

七日夜、有御遊云々、

五節参内、權大納言定房・宰相実宗、兼原加賀・上野、今夕新
典侍参内了信七

典侍参内了

廿一日庚辰

節会如例、

廿二日辛巳

被宛臨時祭青摺新典侍、

廿四日癸未

宇佐使召仰、右衛門權佐藤親雅也、即下命藤使、主典貞光
書之、

廿五日甲申

調進青摺了、送宇佐使单重三領、

卅日己丑

今日發遣三年一度宇佐使、右衛門權佐藤親雅為使、神祇主
典詔戸師直・貞光也、神部近清・兼延也、抑神祇少史伊岐

致貞橫厲行事藏人左少弁兼光、俄奪主典領下向也、仍左少

弁背先例廻条々計略、以致貞押企發遣之謀、是則耽猷序歟、

然而及深更遂以貞光被發献了、此間有条々奇異事、於致貞

者有奏事不実之咎、追可有沙汰、神宝今夕經西七条朱雀辺

云々、

○裏書

(五日条裏)

越前

十二月大建^乙

八日丁酉 今上第一皇子御名被下親王宣旨、闕白、前太政大臣・左大臣・

右大將・右兵衛督・平宰相・三位中將知盛卿等有拜云々、

自余諸卿數輩也、然而不候拜烈、

十一日庚子 例幣使少副為仲也、祭主故障之故也、

麻統殿覆勘使等下向、權大副兼友之代男兼綱、大祐明友之

代男少史友平云々、

十五日甲辰 立太子知仁親王、今上第一皇子、誕生以後卅三日也、於六波

羅亭有此事、

十七日丙午 內御櫛上、典侍被參內、

伯 初參院北面、

廿五日甲寅 今日強盜主四人將參 院陣、出雲前司前式部少輔敦綱朝臣男、參議

朝方卿為猶子所任國司歟、判官代法城寺執行法橋、勾当肥前權守忠光

云々、源先生故家宗朝臣孫云々、檢非違使不參、乘件犯人等於車、

伯副廊等四五輩、是又不帶甲冑、只馴水干裝束也、下部

五六人有車前後、召居御前、被問盜犯之秘術等、各申狀神

妙歟、仍令人興御、數刻御對面、及晚景被返遣本檢非違使

之許了、盜人乘車以之為始、近龍顏放種々秘術、可云奇異、

弥強盜群發之基也、可云天下滅亡、

廿八日丁巳 皇太子入內、群卿皆參、有勸賞事、正四位下平維盛權亮、

從四位上源資時院・平清宗左大將息、從四位下平資盛上西門院、

○曆跋

(承安四年)

承安三年十一月一日從五位下行曆博士兼長門介賀茂朝臣宣平

從五位上行權曆博士賀茂朝臣憲定

從五位下行陰陽醫正兼安藝介賀茂朝臣濟憲

正四位下行主計頭陰陽頭常陸權守賀茂「

(安元二年卷)

「安元元年」年十一月一日從五位上行曆博士兼長門介賀茂朝臣「宣平」

從五位上行權曆博士兼伯耆權介賀茂朝臣「憲定」

從四位下行陰陽權助兼安藝介賀茂朝臣「濟憲」

正四位下行主計頭兼陰陽頭賀茂朝臣「在憲」

(治承二年卷)

治承元年十一月一日從五位上行曆博士賀茂朝臣宣平

從五位上行權曆博士兼伯耆權介賀茂朝臣憲定

從四位下行陰陽權助賀茂朝臣濟憲

正四位下行主計頭兼陰陽頭土左介賀茂朝臣在憲